平成25年11月　日

柔道整復師にかかられた方へ
大切なお知らせとお願い。

日頃より、健康保険組合の事業運営にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

＿＿＿＿＿＿＿＿様は6カ月を超えて柔道整復師の施術を受けておられますので、今後も継続される場合は自費での支払いに切替をお願いします。

柔道整復師は医師ではありませんので、本来健康保険証は使えませんが、急なケガの応急処置として一部、特別に健康保険証が使える制度があります。

健康保険証が使える負傷は、急性・亜急性の骨折、脱臼、打撲、捻挫のみで、リウマチや脊柱管狭窄症、ヘルニアによる痛み、肩コリ、筋肉疲労、リハビリは含まれないことと、療養費の支給基準で決められています。

この決められた基準内で適正な給付を行うため、3ヶ月を超えて継続する場合は継続が必要な理由書を提出することになっています。
この理由書が認められた場合でも、さらに3ヶ月以上の継続は認められませんので、6ケ月を経過した整骨院・接骨院の施術は健康保険証が使えません。全額自費での支払をお願いします。

健康保険組合から整骨院・接骨院への支払いは、毎月約700万円で年間8400万円と大変高額になっています。
整骨院・接骨院の間違ったかかり方も健康保険料の値上げの原因となりますのでご理解とご了承お願いします。

シャープ健康保険組合（保険証・給付金担当）
直通 [redacted]